

大学院自然科学研究科 2024 年度入学者 各位  
 <金沢大学大学院自然科学研究科 履修案内の訂正>

「金沢大学大学院自然科学研究科 履修案内」の記載内容の一部に訂正がありますので、お知らせいたします。

p.10 数物科学専攻 高等学校専修免許状、中学校専修免許状「数学」 ※該当箇所抜粋

(誤)

科目番号	授業科目名	単位数		備考
		必修	選択	
(略)	(略)	(略)	(略)	
01167 01370	サイエンスプレゼンテーション A		4	これらの科目 より 24 単位 選択必修

(正)

科目番号	授業科目名	単位数		備考
		必修	選択	
(略)	(略)	(略)	(略)	
01167 01370	サイエンスプレゼンテーション A		4	これらの科目 より 24 単位 選択必修
20001	連携協力校実習		1	

p.10 数物科学専攻 高等学校専修免許状、中学校専修免許状「理科」 ※該当箇所抜粋

(誤)

科目番号	授業科目名	単位数		備考
		必修	選択	
(略)	(略)	(略)	(略)	
01267 01373	サイエンスプレゼンテーション B		4	これらの科目 より 24 単位 選択必修

(正)

科目番号	授業科目名	単位数		備考
		必修	選択	
(略)	(略)	(略)	(略)	
01267 01373	サイエンスプレゼンテーション B		4	これらの科目 より 24 単位 選択必修
20001	連携協力校実習		1	

p.11 物質化学専攻 高等学校専修免許状、中学校専修免許状「理科」 ※該当箇所抜粋

(誤)

科目番号	授業科目名	単位数		備考
		必修	選択	
(略)	(略)	(略)	(略)	これらの科目 より 24 単位 選択必修
02050	専修核地球化学		2	

(正)

科目番号	授業科目名	単位数		備考
		必修	選択	
(略)	(略)	(略)	(略)	これらの科目 より 24 単位 選択必修
02050	専修核地球化学		2	
20001	連携協力校実習		1	

p.12 機械科学専攻 高等学校専修免許状「工業」 ※該当箇所抜粋

(誤)

科目番号	授業科目名	単位数		備考
		必修	選択	
(略)	(略)	(略)	(略)	これらの科目 より 24 単位 選択必修
11412	熱エネルギープロセス解析 B		1	

(正)

科目番号	授業科目名	単位数		備考
		必修	選択	
(略)	(略)	(略)	(略)	これらの科目 より 24 単位 選択必修
11412	熱エネルギープロセス解析 B		1	
20001	連携協力校実習		1	

p.13 地球社会基盤学専攻 高等学校専修免許状、中学校専修免許状「理科」 ※該当箇所抜粋

(誤)

科目番号	授業科目名	単位数		備考
		必修	選択	
(略)	(略)	(略)	(略)	これらの科目 より 18 単位 選択必修
14126	海洋地球環境学 B		1	

(正)

科目番号	授業科目名	単位数		備考
		必修	選択	
(略)	(略)	(略)	(略)	これらの科目 より 18 単位 選択必修
14126	海洋地球環境学 B		1	
20001	連携協力校実習		1	

p.13 生命理工学専攻 高等学校専修免許状、中学校専修免許状「理科」 ※該当箇所抜粋

(誤)

科目番号	授業科目名	単位数		備考
		必修	選択	
(略)	(略)	(略)	(略)	これらの科目 より 20 単位 選択必修
15125	水圏増養殖学		1	

(正)

科目番号	授業科目名	単位数		備考
		必修	選択	
(略)	(略)	(略)	(略)	これらの科目 より 20 単位 選択必修
15125	水圏増養殖学		1	
20001	連携協力校実習		1	

以上

参考 金沢大学大学院自然科学研究科規程（平成 16 年 4 月 1 日規程第 48 号）（抜粋）

第 29 条 博士前期課程において、教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定めるところにより、所定の単位を修得しなければならない。

- 2 博士前期課程において取得できる教育職員の免許状の種類は、別表 9 のとおりとする。
- 3 博士前期課程における「教育実践に関する科目」は、別表 10 のとおりとする。その履修方法は、別に定める。

別表 10 教育実践に関する科目

科目区分	授業科目の名称	単位数	備考
教育実践に関する科目	連携協力校実習	1	

備考 1

- 1 本表の授業科目から修得した単位は、第 25 条各項における修了に必要な単位数に算入することができない。

附 則

- 2 令和 7 年 3 月 31 日に在学する者については、第 13 条の 2 の改正規定を除き、なお従前の例による。ただし、第 29 条第 3 項及び別表 10 の改正規定については、令和 6 年 4 月入学者から適用する。